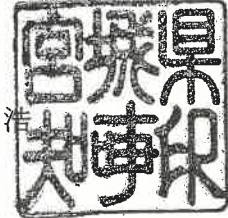




環 対 第 1 6 9 号
令 和 元 年 8 月 1 日

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
代表取締役 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 大和風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について (通知)

令和元年5月7日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 鈴木

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 大和風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、黒川郡大和町において、総出力 60,000kW 程度（定格出力 2,000kW～4,000kW, 風力発電設備 20 基）の風力発電施設を設置する事業である。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、本事業の事業実施想定区域（以下「事業区域」という。）は、大部分が県立自然公園船形連峰内に位置しており、良好な自然環境が保全されていることから、事業の実施に当たっては、特段の配慮が必要な地域である。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域の設定

イ 事業区域南側は「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成 30 年 5 月、宮城県）」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっている。このことから、対象事業実施区域の設定に当たっては、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林などにおける事業実施可能性について、関係機関と十分に協議・調整すること。

ロ 事業区域に含まれる特定植物群落及びその周辺の原生林は、船形山から連続する原生林の中でも低標高で残っている地域であり、動物、植物及び生態系にとって保全上の重要度が高いことから、対象事業実施区域から除外すること。

ハ 風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、風況等の事業性だけではなく、生活環境や自然環境にも十分配慮し、その検討経緯を方法書に記載すること。

(2) 事業区域周辺への配慮

事業区域及びその周辺は、別荘等の建物が存在していることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの実態を把握した上で、生活環境（騒音、超低周波音、風車の影及び景観）への影響を適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業区域の見直し等を検討すること。

(4) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民，立地する大和町や隣接する色麻町及び関係者に対して，環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに，理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 水環境に対する影響

事業区域及びその周辺は，ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年条例第42号）に定める水道水源特定保全地域に指定されている。また，水源かん養保安林にも指定されているなど，水道や農業用水の水源として重要な地域である。

このことから，風力発電設備等の配置等の検討に当たっては，水環境への影響を調査及び予測し，重大な影響の有無を評価した上で，方法書を作成すること。

(2) 地形及び地質に対する影響

イ 事業区域の西側は，日本の典型地形（地すべり地）に該当している。この地形は，環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形である。

このため，詳細な地すべり地の位置を把握した上で，調査，予測及び評価を行い，地形の改変による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は，それらの地域及び周辺を事業区域から除外した上で，方法書を作成すること。

ロ 事業区域の東側には，土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）が存在する。

このため，事業実施による土地の改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について，適切に調査，予測及び評価を行い，重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は，それらの箇所及び周辺を事業区域から除外した上で，方法書を作成すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業区域及びその周辺では，希少猛禽類であるクマタカ等の生息が確認されている。このため，風力発電設備等の配置等の検討に当たっては，適切に調査，予測及び評価し，その影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 植物に対する影響

イ 事業区域南東側の吉田川源流付近には，重要な植物群落が局所的に成立する可能性があるため，適切に把握するよう調査手法を設定すること。

ロ 升沢のオオバヤナギ群落は，土砂の流入等により影響を受ける可能性があるため，適切に調査，予測及び評価し，その影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観に対する影響

船形山は地域にとって重要な景観資源であることから，本事業の実施によって，船形山

を望む眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な眺望点となる施設等の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体の意見を踏まえること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業区域周辺にあるバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

(7) 温室効果ガスの削減に向けた検討

森林伐採や土地の改変等の工事及び風力発電設備等の製造・輸送・稼働・廃棄に関わる温室効果ガスの環境負荷を考慮した上で対象事業実施区域の設定を行うこと。また、その検討経緯を方法書に記載すること。

(8) 放射線の量による影響

事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから、対象事業実施区域内の空間放射線量及び土壌の放射性物質濃度を適切に把握するよう調査手法を設定すること。